

國學院大學學術情報リポジトリ

判例研究：個別信用購入あっせんにおける名義貸し
[最高裁平成29年2月21日第三小法廷判決]

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 秀勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000988

《判例研究》

個別信用購入あっせんにおける名義貸し

最高裁平成29年2月21日第三小法廷判決

(平成27年(受)第659号、立替金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件)

(民集71巻2号99頁、判時2341号97頁、判タ1437号70頁)

佐藤 秀 勝

【事実の概要】

(1) 株式会社X（原告・控訴人・被上告人）は、割賦販売法（以下、割賦法とする。）2条4項に規定する個別信用購入あっせんを業とする信販会社であり、平成16年4月、呉服・貴金属の卸小売等を業とする有限会社Aとの間で加盟店契約を締結した。Aは、平成14年頃から、その運転資金を得る目的で、多数回にわたり、既存の顧客に対して名義貸しを依頼し、これに応じた顧客に架空の売買契約の購入代金に関して立替払契約を締結させ、Xや他の信販会社から代金相当額の支払を受けるとともに、これら顧客の信販会社に対する割賦金相当額の支払を自ら負担していた。

Yら34名（被告・被控訴人・上告人）は、Aからの懇請により名義貸しを承諾し、Aとの間で宝飾品等に関する架空の売買契約（特定商取引法2条1項に規定する訪問販売に係る契約に該当する。）を締結し、その購入代金について、Xとの間で、平成20年11月から平成23年11月にかけて、立替払契約を締結した。これらの立替払契約には、平成20年改正割賦法の施行日（平成21年12月1日）以降に締結されたものと上記施行日より前に締結されたものがあった（以下、前者を改正後契約、後者を改正前契約という。）。名貸しを依頼する際、AはYらに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための

契約締結であり、それら高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。」などと告げていた。Xは上記各立替払契約に関して、Aに対し、立替払日とされた各年月日に上記購入代金に相当する金員を支払った。

上記各立替払契約に基づくYらのXに対する支払は、Yら名義の口座から口座振替の方法により行われていたところ、平成23年10月分までは、Aが支払金相当額を上記口座に振り込んでいた。ところが平成23年11月28日、Aは営業を停止し、平成24年4月3日、破産手続開始の申立てをし、その後、破産手続開始の決定を受けた。

本件本訴は、XがYらに対し、上記立替払契約に基づく未払金の支払等を求めるものである（なお、本件反訴は、Yらのうち1名が、Xに対し、割賦法35条の3の13第1項により立替払契約の申込みを取り消したことを理由として既払金の返還を求めるものであり、原審で提起されたが、その後、この者に対する本訴は取り下げられた。）。改正後契約に係るYらは、平成24年3月から平成25年1月にかけて、Xに対し、割賦販売法35条の3の13第1項により改正後契約の申込みを取り消す旨の意思表示をした。また、改正前契約に係るYらは、改正前契約に係る売買契約は民法93条ただし書または同94条1項により無効であり、平成20年改正前の割賦販売法30条の4第1項により上記無効等の事由をもってXに対抗すると主張した。

(2) 第一審（旭川地判平26・3・28）は、Xの請求を棄却した。同判決は、改正後契約の取消しの可否について、割賦法35条の3の13第1項6号の不実告知の対象に契約締結の動機が含まれるとした上で、販売業者が支払いについて迷惑を掛けることはないと告げたことが立替払契約締結の動機に該当すると判断し（このほか、本規定1項の誤認および因果関係があったことも認めた。）、立替払契約の取消しを認めた。また、改正前契約については、本件各売買契約が虚偽表示により無効であるとした上で、旧割賦法30条の4第1項に基づく抗弁の対抗を認めた。

(3) 原審（札幌高判平26・12・18）は原判決を取り消し、Xの請求を認容した（反訴請求は棄却された。）。同判決は改正後契約について、不実告知の対象に契約締結の動機が含まれるとし(①)、その上で、改正後契約に係るYらが立替払契約を締結した主たる動機は、Aが分割金相当額を補填すると約束した点（以下、支払補填約束という。）にあり、Aは立替払契約の締結時に支払相当額を支払う意思が全くないにもかかわらずYらに対して支払補填約束をしたということはできないから、不実告知があったとはいえないとした。また、AがYらに対し、高齢者等の人助けのためであり、売買契約や商品引渡しは実在すると告げたことは、その内容が購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに当たらず、不実告知の対象とはならないとした(②)。改正前契約については、改正前契約に係るYらは、Xからの確認の電話に対して契約締結意思があることおよび商品を受け取っていることを回答しており、保護に値しない購入者の背信行為により立替払契約が結ばれたといえるから、売買契約の無効をもってXに対抗することは信義則に反し許されないとした(③)。

(4) Yらは、上告受理の申立てをした。

【判旨】 破棄差戻し。なお、山崎裁判官の反対意見がある。

原審の①の判断は是認できるが、②の判断およびこれを前提とした③の判断は是認することができない。その理由は、次の通りである。

「改正法により新設された割賦販売法35条の3の13第1項6号は、あつせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あつせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あつせんについては、消費者契約法4条及び5条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘をするに際し、契約締結の動機に関する

ものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結によりあっせん業者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的に損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということではできないから、割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。

上記事実関係によれば、Aは、改正後契約の締結について勧誘するに際し、改正後契約に係るYらに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、『支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。』などと告げているところ、その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であってもAにおいて確実に改正後契約に係るYらのXに対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものということが

できる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるものというべきである。

以上によれば、A が改正後契約に係る Y らに対してした上記告知の内容は、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号にいう『購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの』に当たるというべきである。

上記告知の内容についての改正後契約に係る Y らの誤認の有無及び改正前契約に係る Y らが名義貸しに応じた動機やその経緯を前提にしてもなお改正前契約に係る売買契約の無効をもって X に対抗することが信義則に反するか否か等につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すことにする。』〔山崎裁判官の反対意見〕 山崎裁判官は、割賦法 35 条の 3 の 13 第 1 項について、名義貸しの事案に当該規定を適用する前提が欠けているとする。すなわち、本制度は、「販売契約の勧誘に際し販売業者による不実告知等の違法不当な行為があった場合、購入契約の取消しが認められたとしても、これと法的には別の契約である立替払契約は存続し、購入者は抗弁権の接続により未払金の支払の拒絶はできても既払金の返還を求めることはできないところ、こうした結果は不合理であり、また、購入者に酷であるので、これを是正し既払金の返還を可能とするために新たに上記制度が設けられたもの」である。そうすると、「そもそも購入契約の取消しが問題にならない…名義貸しの事案における名義貸人をも上記制度による保護の対象とするのは、このような立法の趣旨とは整合しないし、改正法の立法過程をみても、名義貸人による保護の対象とする旨の明確な見解が示されたり、あるいは、名義貸しのケースを念頭に置いて上記規定の適用の可否が検討されたりした形跡はうかがえない。適用の要件をみると、上記規定は対象を訪問販売等の特定の形態の販売行為に限定しているが、そもそも名義貸しによる架空の商品購入契約について、そうした態様に該当するか否かを論じる意味はない。また、上記規定は、販売業者が販売契約等について勧誘をするに際しての一方的かつ不当な行為を問題にするところ、名義貸しは、購入契約が架空であることについて名義貸人の容認ないし少なくとも認識がある場合であるか

ら、適用の前提に疑問がある。効果の面からしても、本件のような名義貸しは、販売業者や第三者が割賦金の支払をすることが前提となっているのであるから、それが滞って名義貸人に支払請求がされる場合に、未払金の支払の拒絶が問題になることはあっても、既払金の返還まで求めなければならないような事態が生じることは通常考えにくく、それゆえ、既払金の返還を可能にする目的で新設された上記制度を適用して、名義貸人の保護を図らなければならない必要性に乏しい。本件では、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、それらの人との売買契約や商品の引渡しは実在するなど販売業者が告げた内容が不実告知の対象に当たるか否かが問題とされているが、もともと立替払契約を結べない者のために名義を貸すのは、あっせん業者との関係で明らかに不正な行為であって、いかに名義貸人が法律知識に乏しく、また、高齢者等の人助けのためとして販売業者から懇請されたとしても、それが不正な行為であることは常識的に理解できたはずである。上記告知の内容が事実であってもなくても、また、その点に誤認があってもなくても、それが不正な取引に当たることは変わらないのであるから、上記告知の内容が事実と反しその点に誤認があったことを理由にして、名義貸人が立替払契約上の責任を免れるとするのは妥当ではない。」

次に抗弁の接続について。本制度は、「販売業者の違法不当な行為の結果として締結された商品購入契約が無効とされ又は取り消されたとしても、これと法的には別の契約である立替払契約に基づく割賦金の支払義務が当然に消滅するものではないことから、消費者保護の観点に立つて、そのような購入契約について購入者が販売業者に対抗できる事由をもって、立替払契約に基づく割賦金の支払を拒絶できるようにするものと解される。そうすると、本件のような名義貸しの場合は、そもそも購入契約が架空のものであり、しかも名義貸人は少なくともそのことを認識しながら立替払契約を締結しているのであるから、そうした名義貸人に抗弁権の接続を認めることは、上記立法の趣旨に沿うものとはいいい難く、架空の商品購入契約につき虚偽表示等による無効事由があると構成することができるとしても、そうした事由をもつ

てあつせん業者からの支払を一律に拒み得るとすることは妥当ではない。もっとも、名義貸しによる立替払契約が締結されるに至った経緯や理由にはさまざまなものが考えられるところ、あつせん業者と販売業者との関係、販売業者による違法不当な行為についてのあつせん業者の認識の有無及び程度、あつせん業者の名義貸人に対する申込意思等の確認状況のほか、名義貸人が名義貸しに応じるに至った経緯などに照らして、あつせん業者の名義貸人に対する支払請求が信義則上許されない特段の事情があると認められるときは、名義貸人はあつせん業者の支払請求を拒むことができると解する余地はあるが、本件においてそのような特段の事情は認められない。」

〔差戻審〕 差戻審では和解が成立した。⁽¹⁾

【研究】

I 個別信用購入あつせんにおける名義貸しの背景と類型

他人の名義を使用して行われる取引は、名義人の承諾の有無により、名義貸しと名義冒用とに区別される。名義貸しは、二当事者間の取引でも行われるが、本件事案で問題となった個別信用購入あつせん（平成20年改正前の割賦法では「割賦購入あつせん」）のような三当事者間の取引でも問題となる。

個別信用購入あつせんにおいて名義貸しという不正な行為（刑法上は、詐欺罪の幫助となる。）が行われる主な原因として、この取引の構造が挙げられる。すなわち、個別信用購入あつせんでは、販売業者が立替払契約および売買契約の締結を一体的に勧誘する（なお、顧客・役務提供事業者間で役務提供契約が締結される場合も含まれるが、以下では売買契約で代表させる。）。そして、顧客との間で売買契約が締結されると、販売業者は、信販会

(1) 池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討—最高裁平29年2月21日判決の理論的根拠—」消費者法ニュース113号74頁（以下、「検討」として引用）は、和解の条件は本最高裁判決の趣旨を十分に踏まえたものだったとする。

社（個別信用購入あっせん業者。以下、たんにあっせん業者という。）から立替払金の支払を受けることができる。この際、信販会社の担当者は、通常は顧客と直接面談することはなく、電話を通じて顧客の同一性や契約意思の確認を行うに過ぎない。このような取引構造のため、資金繰りに窮した販売業者が、知人や既存の顧客に対し、自分が支払いをするので迷惑は掛けないなどと言ってその者と架空の売買契約を締結し、信販会社から立替払金を受領することが行われるのである（その際、販売業者は、顧客に対し、信販会社の調査に対して契約意思がある旨を伝えるようになどの指示をしておく）。このような場合でも、販売業者による立替払金の支払が続いている間は問題が生じない。しかし、販売業者が倒産したりすると、信販会社が名義上購入者となっている名義貸人に対して未払の立替払金を支払うように請求したり、不法行為責任を追及したりするなどの紛争が生じることになる。

名義貸しのケースには、いくつかの事例類型があることが指摘されている。⁽²⁾この点、本判決の上告受理申立て理由では、次の2類型が挙げられた。一つは、名義貸人が販売業者と共謀したり積極的に協力したりしているケースであり(①)、もう一つは、販売業者や知人の虚偽説明により名義貸人が支払い負担は不要であるなどと誤認をして、結果的に名義貸しに協力してしまうケースである(②)。①については、名義貸人の責任が認められることにつき争いはないのに対し、②で名義貸人が責任を負うか否かについては見解が分かれている。

本件は、販売業者Aが運転資金を得るために既存の顧客であるYらに対し名義貸しを依頼した事案であるが、その依頼に際して、Aは、ローンを組めない高齢者等の人助けのためであること、それら高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在すること、支払についてはAが責任を持つことなどとYら

(2) 佐久間毅「他人名義の冒用によるクレジット契約の効力」消費者法判例百選50頁も類似の類型化をしている。より多様な類型化を行なうものとして、金昌宏「個別クレジット名義貸し事例における新たな判断枠組み」消費者法ニュース102号113頁、後藤巻則他『条解消費者三法』（弘文堂、2015年）1508頁（以下、『三法』として引用する）、岡田愛「判批」京女法学12号89頁、栗原由紀子「判批」青森法政論叢19号95頁。

に告げていた。上記の分類に従うと、本件は②に該当すると考えられる（なお、Yらの多くは、Aから名義貸しの謝礼として食品やビール、バッグ、ネックレスなどをAから受け取っていた。この点について第1審判決は、割賦金の額からすれば、これらは名義貸しの対価には当たらないと判断した。）。本件でXは、Yらに対して未払金の支払を請求しているが、ここで実質的に問題となっていることは、販売業者の倒産リスクを名義貸人とあっせん業者のいずれに負わせるべきかであると捉えることができる。⁽³⁾

II 個別信用購入あっせんにおける名義貸しと立替払契約・売買契約の成立

個別信用購入あっせんにおいて名義貸人の責任が問われる場合、その前提として、名義貸人・販売業者間で売買契約が成立しているか否か、また、名義貸人とあっせん業者の間で立替払契約が成立している否かが問題となる。

前者に関して、一般的には、販売業者と名義貸人の間で売買契約が成立するが、架空の販売であるため、虚偽表示により無効と考えられている。⁽⁴⁾

後者に関して、従来の裁判例の多くは、名義貸人・信販会社間で立替払契約が成立したことを認めている。⁽⁵⁾ この場合、名義貸人の意思表示が心裡留保に該当しないかがさらに問題となる。この点に関しては、①名義貸人は、信販会社との関係では、あくまで自己が取引の主体として法律上の権利義務を取得する地位につく意思を表示しており、ただ、実質上の経済的効果を名義借人に帰属させる意思を有していたにすぎないとして、心裡留保の主張を排斥する裁判例がある（東京地判昭57・3・16判時1061号53頁、横浜地判平

(3) 千葉恵美子「判批」金法2066号38頁、丸山絵美子「判批」リマークス56号38頁。

(4) 清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権」遠藤浩他『現代契約法体系第4巻』（有斐閣、1985年）260頁〔288頁〕。

(5) この問題に関する近時の文献として、鹿野菜穂子『「名義貸し」における当事者の確定と表見法理』川内宏他編『市民法学の歴史的・思想的展開』（2006年、信山社）361頁。

3・1・21判タ760号231頁など)⁽⁶⁾。もともと、②信販会社が加盟店に対する厳密な信用審査・指導を怠ったときや担当者の故意・過失により名義貸しトラブルが生じたようなときには、公平の原則ないし93条ただし書の類推により立替払契約の効力を否定するものもある(長崎地判平成1・3・29判時1326号142頁。最判平7・7・7金法1436号31頁〔銀行による住宅ローンの貸付につき名義貸しが行われた事例〕も参照)。なお、名義貸人を当事者とする立替払契約の成立が否定されることもあるが、その場合でも、名義使用につき購入者の許諾があったときには名義貸人の表見責任(民法109条、商法14条(旧商法23条)が認められている(名古屋高判昭58・11・28判時1105号138頁、大阪地判昭63・9・22判時1320号117頁など))。

本件では、名義貸人・販売業者間の売買契約および名義貸人・あっせん業者間の立替払契約がそれぞれ成立していることが前提とされている。

Ⅲ 抗弁の対抗の可否

割販法が規定する抗弁の対抗(接続)は、昭和59年の同法改正(同年12月1日施行)により導入された(旧割販法30条の4〔割賦購入あっせん〕、同29条の4〔ローン提携販売〕)。現行法では、30条の4〔包括信用購入あっせん〕、35条の3の19〔個別信用購入あっせん〕、29条の4第2項〔ローン提携販売〕で規定されている。

1. 従来の裁判例

(1) 抗弁の対抗を否定した裁判例

【1】 福岡高判平元・12・25 NBL489号54頁(後掲【4】)の上告審) 未成年者Yは、ブラックリストに載っていた職場の先輩Aおよび販売会社Bの販売員の依頼により、Y名義でBとの売買契約および信販会社Xとの立替払契

(6) 学説として、川島武宜・平井宜雄『新版 注釈民法(3)総則(3)』(有斐閣、2003年)292頁〔稲本洋之助執筆〕、河上正二『民法総則講義』(日本評論社、2007年)326頁など。

約を締結することを承諾したという事例。Y は、以前にクレジットを利用したことがなく、名前を出すと請求を受けるかもしれないということを考えたこともないまま、A の申し出を断ることができずに承諾したという事情があった。

福岡高裁は割販法30条の4第1項について、あっせん取引に関し販売業者に対して売買契約上の抗弁を有する購入者の利益をあっせん業者の利益に優先して保護するために特に設けられた規定であり、購入者による抗弁の主張があっせん業者に対する関係で信義誠実の原則にもとるときは、購入者は同規定の保護を受ける根拠を失うとした。そして本件について、Y は、A に対する情宜によることとはいえ、B と意を通じて、A のために売買契約を仮装した上、X に対し立替払を委託し、これを実行させたものであり、自らの意思で X と立替払契約を締結した Y が、その当時認容していた B との間の内部事情をもって X の支払請求に対抗することは信義則に反するとした。

【2】 東京地判平 5・11・26 判時 1495 号 104 頁 自動車販売業者 Y1 の従業員 A が自動車販売代金を着服し、その穴埋めのために友人 Y2 から名義を借りて割賦購入あっせん業者 X に割賦販売の申込をしたところ、X から Y1 に代金が支払われた。ところが、Y2 は割賦金の支払をしなかった。

東京地裁は、Y2 は自ら真に自動車を購入する意思がなく、名義を貸すことを A に承諾して立替払契約に署名押印し、X の意思確認にも肯定的に返事したとし、Y2 が支払停止の抗弁を援用することは信義則に反するとした。

【3】 東京地判平 6・1・31 判タ 851 号 257 頁 Y は、担保がなく融資を受けることができない友人 A から懇請を受けて自動車の購入につき名義を貸した。そして、その売買代金につき金融機関 B が Y に融資をし、信販会社 X がそれを保証することになった。ところが、B への支払が滞ったため、X が Y に求償請求をした（なお、自動車の占有は誰も取得していない。）。

東京地裁は Y ・販売店間の売買契約を虚偽表示により無効としつつ、割販法30条の4第1項による抗弁事由は無制限ではなく、購入者に背信的な行為がある場合には抗弁事由には当たらないとし、本件の名義貸人にはそのよう

な背信的事情があるとした。

（2） 抗弁の対抗を肯定した裁判例

【4】 長崎地判平元・6・30判タ711号234頁 前掲【1】の原審。長崎地裁は、購入者が販売業者に対して有する抗弁は、それを割賦購入あっせん業者に対抗することが抗弁権の接続を認めた立法の趣旨に反し、信義則上許されない場合を除き、旧割販法30条の4第1項の抗弁事由となるとする。そして本件では、Bが引渡済みの商品代金回収のために立替払契約の仕組みを悪用し、未成年者でありクレジット利用が初めてでその仕組みを十分理解していないYに詐欺的な言動で名義使用を承諾させ、虚偽の売買契約を仮装したといえること、Yの関与の程度は詐欺的な言動によって名義使用を余儀なく承諾したなど消極的なものであることから、Yが虚偽表示の主張をXに対して主張することは信義則に反するとはいえないとした。

【5】 福岡地判平20・9・19消費者法ニュース79号324頁 売上げが低迷していた呉服販売店Aの従業員Bが顧客Y（当時70歳）に呉服の架空取引を懇請し、根負けしたYが信販会社Xに立替払契約の締結を申し込んだ。Xの意思確認に対し、YはBの指示通りに対応したという事案。

福岡地裁は、Y・A間の売買契約が架空取引であり、少なくとも虚偽表示であるとし、さらに特定商取引法9条1項に基づくクーリング・オフが認められるとした。その上で、Yは、彼が高齢で断り切れないことを知ったBに都合よく利用されたといえること、Xは契約書中の未記載事項につき確認を怠るなど安易に与信を決定したこと等を指摘し、YがXに対してクーリング・オフを主張することは信義則に反するとまではいえないとした。

2. 学 説

学説では、原則否定説（購入者の行為が虚偽表示にあたる場合には抗弁を対抗できないとする⁽⁷⁾）、原則肯定説（購入者は虚偽表示による販売契約の無効をあっせん業者に対抗できるが、購入者が販売業者と共謀して抗弁接続制度を悪用し、あっせん業者をだまして利益をあげる意図でなした虚偽表示に

については、抗弁権の対抗は信義則違反ないし抗弁権の濫用として許されないとする⁽⁸⁾。)、原則否定説（否定説に立ちつつ、抗弁権の接続を認めることが信義則に反しないと言える事情がある場合には抗弁事由に該当する。）が主張されてきた。

3. 検 討

本判決の多数意見も反対意見も、名義貸人による抗弁の対抗を一律に否定するのではなく、その可否を判断する際に信義則を媒介として当事者の関係や諸事情を考慮しようとする。しかし両者には、次のような違いも見られる。

④多数意見は、名義貸人による抗弁の対抗が信義則に反するか否かを問題とする。ここでは、原則として抗弁の対抗を可能としつつ、名義貸人に信義則違反があるときにはそれが制限されるという構造が採用されていると思われる。他方、反対意見は、あっせん業者の支払請求が信義則上許されない特段の事情があるか否かを問題としている。ここでは、名義貸人による抗弁の対抗を基本的に否定しつつ、あっせん業者側に信義則違反があるときには抗弁の対抗が認められるという構造が採用されていると思われる。⑤多数意見は信義則違反となる基準として、名義貸人が名義貸しに応じた動機やその経緯を前提としてもなお、売買契約の無効をもって信販会社に対抗することが信義則に反するか、という点を挙げている。これに対して、反対意見は、特段の事情を判断するファクターとして、①あっせん業者と販売業者との関係、②販売業者による違法不当な行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度、③あっせん業者の名義貸人に対する申込意思等の確認状況、④名義貸人が名義貸しに応じるに至った経緯など、を挙げている。これらのうち①②③は、あっせん業者側の事情であり、④は名義貸人側の事情である。これら 2 つの見解を比較すると、多数意見が名義貸人側の事情に着目しているのに対し、反対意見はあっせん業者・販売業者の関係やあっせん業者の落

(7) 佐藤歳二・小池裕「改正割賦販売法の民事実体規定について」判タ549号11頁。

(8) 清水・前掲注(4)290頁。

ち度なども考慮している点に違いがあると言える。⁽⁹⁾ ㊦上記の整理が正しいとすると、立証責任については、多数意見の立場ではあっせん業者側が信義則違反の有無につき立証責任を負うことになるのに対し、反対意見の立場では購入者側が「特段の事情」の立証責任を負うことになる。⁽¹⁰⁾

割販法の平成20年改正では、あっせん業者の適正与信調査義務に関する規定が新設された。また、同改正で新設された割販法35条の3の13の背後には、あっせん業者は販売業者の媒介行為により契約締結という利益を得ているため、その善意・悪意を問わず責任を負うべきであるとの考え方(報償責任)があるとされている(後述)。これらの点に鑑みると、販売業者が立替払契約の意味・目的につき購入者を誤認させて名義貸しに協力させたようなケースでは、購入者の抗弁の対抗を認めることが現行割販法の趣旨に沿うと⁽¹¹⁾考える。

IV 割販法35条の3の13第1項による取消し

名義貸し事例において名義貸人が割販法35条の3の13第1項により立替払契約を取り消すことができるかが論点となった裁判例としては、本判決の第1審および原審があるのみである。⁽¹²⁾ 本判決は、この論点に関するはじめての最高裁判決であり、事例判決ではあるが、名義貸人による取消しの可能性が認められた点で重要な意義を有する。

(9) なお、前者の立場において信義則違反が認められるのは、購入者が販売業者の不正な立替金取得を認識しつつそれに加担したような場合であるとの見解が主張されている(丸山・前掲注(3)41頁、池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討—最高裁平29年2月21日判決と抗弁対抗規定への影響—」消費者法ニュース114号77頁)。

(10) 新堂明子「判批」平成29年度重判67頁。

(11) 改正割販法における抗弁対抗規定の解釈のあり方については、丸山・前掲注(3)41頁、池本・前掲注(9)78頁などが詳細に論じている。

(12) 第1審判決の評釈として、金・前掲注(2)。原審に関する評釈として、宮下修一「判批」リマークス54号42頁。

1. 立法趣旨

最初に、本規定の立法趣旨を確認しておこう⁽¹³⁾。個別信用購入あっせんにおいて販売業者等が売買契約等の締結につき詐欺や不実告知、故意の不告知等を行った場合、平成20年改正前の割販法では、購入者は売買契約を民法や消費者契約法、特定商取引法等により取り消し、また、立替払契約に基づく未払金の支払請求を抗弁の対抗により拒絶することが可能であった。しかし、売買契約とは法的に別個の契約である立替払契約は、売買契約等の取消しによって遡及的に無効となるなどの影響を受けないため（最判平2・2・20（判時1354号76頁、判タ731号91頁）参照）、購入者は既払金の返還を請求することはできないとされていた。しかしこのことは、あっせん業者が不適切な勧誘行為を繰り返す加盟店を調査する動機づけを弱いものとすることになり、その結果、違法な販売活動を行う加盟店が放置されて購入者の被害が拡大することになった。そこで、平成20年改正では、訪問販売、電話勧誘販売、特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約および業務提供誘引販売個人契約の5類型に該当する販売契約等につき個別信用購入あっせんが利用された場合において、購入者が立替払金を取り消し、既払金の返還を請求する制度が認められることになった。その考え方について、立法担当者は、おおむね次のように説明する。

①あっせん業者は、実態上、販売業者に立替払契約締結の勧誘や申込書面の取次等の媒介行為を行わせており、あっせん業者と販売業者との間には立替払契約の勧誘・締結過程において密接な牽連関係が認められる。このため、あっせん業者は、販売業者の不当な勧誘行為の有無等を徹底して調査することが可能であり、また、損失を分散・転嫁する能力を有している。そこ

(13) 以下の記述については、経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成20年度版割賦販売法の解説』（社団法人日本クレジット協会、2009年）（以下、『解説』として引用）を参照した。制定過程に関しては、その他、後藤『三法』1427頁、後藤巻則「判批」判評713号14頁などが詳細である。

で、販売業者が消費者契約法5条の「媒介者」に該当する点、およびその媒介行為により契約締結という利益を得ている点に着目し、販売業者が勧誘に際して行った不実告知等の行為について、購入者は、あっせん業者の善意・⁽¹⁴⁾悪意を問わずに立替払契約を取り消すことができるものとする。なお、平成20年改正では、あっせん業者が契約締結業務等を加盟店に委ねていることや販売業者の不適正な行為により購入者が被害を受けるという個別信用購入あっせんの構造的危険性を理由として、販売業者による不実告知等の行為の有無に関する調査義務（適正与信調査義務）があっせん業者に課されることになった（35条の3の5）。②不実告知の対象となる事項に関して、35条の3の13第1項1号ないし6号は、支払総額、各回の支払額および支払の時期・方法、商品の種類・性能・品質、契約解除やクーリング・オフに関する事項などを挙げている。これらのうち6号は、立替払契約または売買契約に関する事項であって、購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものが不実告知の対象となると規定する。ここで購入者等の判断に影響を及ぼす重大のものとは、契約締結の際に購入者等の意思形成に重大な影響を及ぼす事項を意味し、契約内容のみならず当該契約に関連する事項が広く対象となる（包括条項としての機能）。そして、立替払契約締結の動機はこれに該当するが、売買契約締結に関する動機もまた、それが立替払契約を締結する者の判断に影響を及ぼす重要なものに該当するときは、立替払契約の取消事由となる。

2. 割販法35条の3の13第1項の趣旨との多数意見の関係

多数意見による割販法35条の3の13第1項6号の立法趣旨の理解は、次のように整理できる。①あっせん業者と加盟店である販売業者との間には、販

(14) 旧割賦販売法のもとでも、信販会社の既払金返還責任を認めるために、④信販会社の適正与信調査義務違反という構成、⑤売買契約と立替払契約の不可分一体性を根拠として抗弁の対抗の効果を既払金返還責任までに及ぼす構成、⑥媒介者の法理による立替払契約の取消しを認める構成が主張された（なお、信販会社の既払金返還責任を否定した判決として、最判平23・10・25判時2133号9頁がある）。

売業者があっせん業者のために媒介行為を行うなど密接な関係があること、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で設けられた規定である。②消費者契約法 4 条・5 条の特則である。③販売業者が立替払契約または売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をしたときは、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者が立替払契約の申込みを取り消すことができる規定である。以上の多数意見については、一方で、販売業者を立替払契約の媒介受託者と位置づけた上で報償責任の観点から立替払契約自体の取消を正当化する見解を採用したわけではないとの見方が主張されているが、立法担当者の見解に忠実と見るのが適切である⁽¹⁵⁾と考える⁽¹⁶⁾。

本判決は、割販法35条の3の13第1項6号を消費者契約法4条および5条に対する特則とする。この意味は、次のように考えられる。第一に、割販法35条の3の13は、加盟店である販売業者を立替払契約締結につき媒介委託を受けた者（消費者契約法5条参照）と位置づける規定である⁽¹⁷⁾。第二に、消費者契約法5条および4条によれば、販売業者が立替払契約に関する重要事項につき不実告知をした場合、購入者は当該立替払契約を取り消すことができる。しかし、販売業者が売買契約に関する重要事項につき不実告知をした場合、このことは、政府見解によれば、立替払契約の重要事項には該当しないため、購入者は立替払契約を取り消すことはできない。これに対して割販法

(15) 千葉・前掲注(3)42頁。栗原・前掲注(2)100頁も同旨。

(16) 平田元秀「クレジット名義貸し最高裁判決の意義と射程」消費者法ニュース112号138頁は、多数意見は媒介者の法理・報償責任の観点から本規定を正当化する立法担当者の見解を正確に要約しているとする。その他、池本「検討」74頁、城内明「判批」現代消費者法36号114頁、後藤・前掲注(13)165頁。

(17) 『解説』224頁、後藤・前掲注(13)165頁。なお、本規定が設けられたのは、消費者契約法5条がこの場面に直接適用されないために創設する趣旨ではなく、販売業者が同規定の媒介者に該当することを確認する趣旨と解される（後藤『三法』1431頁）。

35条の3の13第1項は、立替払契約自体に関して不実告知の対象を購入者等の判断に影響を及ぼす重要事項にまで拡張している点、および、販売業者が売買契約の締結に関する重要事項につき不実告知等をしたときに購入者による立替払契約の取消しを認めている点、信販会社の善意・悪意を問わず立替払の取消しを認める点で、消費者契約法4条に対する特則となっている。なお、取消後の清算についても割販法の特則性が問題となるが、ここでは省略する。

3. 名義貸人による立替払契約の取消し

(1) 立法担当者の見解

立法担当者は、あっせん業者の適正与信調査義務（割販法35条の3の5）の対象である「その他の申込者の判断に影響を及ぼすものに関する誤認の有無等」（施行規則第76条第11項第5号）に「名義貸しによって申込者に金銭的負担が不要と誤認させる」ことが含まれるとしていた。経済産業省における平成20年改正に関する省令改正の審議会でも、同省取引課長が同旨の発言をしている。⁽²⁰⁾そこで、本判決の第1審や上告受理申立理由は、割販法35条の3の13第1項6号の文言に「支払負担を不要とする旨の虚偽説明」も含まれると主張する。これに対して、反対意見は、改正法の立法過程で名義貸人を割販法35条の3の13第1項の保護の対象とする旨の見解が示されたり、名義貸しのケースを念頭において本規定の適用範囲が検討されたりした形跡はうかがえないとする。

確かに立法担当者は、名義貸人が割販法35条の3の13第1項に基づいて立替払契約を取り消すことができるか否かにつき明確に言及していたわけでは

(18) 以上について、『解説』229頁、丸山・前掲注(3)41頁。なお、消費者契約法4条所定の「重要事項」を限定的なものと解する見解では、割販法35条の3の13第1項は創設的な規定と解されるのに対し、消費者契約法所定の取消事由を例示的なものとみる見解では、割販法の上記規定は確認的な規定と解されることになる（後藤『三法』1431頁）。

(19) 千葉・前掲注(3)43頁、堤健智「判批」法学会雑誌59巻1号289頁。

(20) 以上につき、『解説』183頁、後藤『三法』1442頁、池本「検討」74頁など。

(21) ない。しかし、平成20年改正法に関する審議過程において金銭負担を不要とする旨の虚偽説明が適正与信調査義務の対象とされていた点に鑑みると、同じ文言の統一的解釈の観点から、立法担当者は、少なくとも販売業者のかような虚偽説明が割販法35条の3の13第1項6号に含まれることを前提にしていたと考えられる。もっとも、名義貸し事案には多様な種類があることに鑑みると、どのような説明が「虚偽」説明となるかにつき一般的な規定を設けることは困難であったと思われる。このように考えると、立法者は、同規定を根拠とする名義貸人の取消しの可能性を認めつつ、その具体的な解釈・適用については裁判所の判断に委ねようとしていたと解することができるのではなかろうか。

(2) 多数意見の検討

多数意見は、第1審判決および原審判決と同様、不実告知の対象となる重要事項に契約締結の動機が含まれるとした上で、これに該当するものとして、販売業者が契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的に損失が生ずる可能性などを挙げ、これらに関する不実告知により名義貸人に誤認が生じた場合に立替払契約の取消しが認められるとした。その理由は、このような場合には「購入者は販売業者によって利用されたとも評価し得る」からである。ここでは、販売業者の告知内容が顧客の動機形成に与えた影響に着目がなされているといえる。⁽²²⁾この点、従来の裁判例・学説では、名義貸人による立替払契約の申込は心裡留保には該当しないと考えられてきた。両者は、前者が動機の形成過程、後者が意思と表示の不一致に着目している点で、相互に矛盾しないと解される（なお、後者の見解では、信販会社が名義貸しを認識していたような場合には93条ただし書の類推適用などにより無効が認められることになるのに対し、多数意見では、信販会社の善意・悪意を

(21) 『解説』における割販法35条の3の13第1項6号の解説では、名義貸しに関する言及はない（227頁）。

(22) 千葉・前掲注(3)42頁、小林友則「判批」銀行法務21第832号10頁。

問わず取消しが認められることになる。))。

契約締結の動機に関する重要事項に関して、第1審判決は、AがYらに対して「支払に関しては責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない」と述べたことを「支払負担を不要とする旨の説明」と捉えた上で、これが不実告知の対象になるとしたのに対し、原審判決はこれを支払填補約束と捉え、Aが実際に分割金を名義貸人の口座に振り込んでいたことからAに不実告知はないと判断した。この原審判決に対しては、詐欺取消しの要件と不実告知取消しの要件を混同しているとの批判がある⁽²³⁾。また、第1審判決では、Yらが支払をしなくてもよいことが前提とされているのに対し、原審判決では、Yらが支払を負担すべきところ、Aがそれを補填するものと捉えられているが、当事者の意思解釈としては前者が適切であろう⁽²⁴⁾。

しかし、名義貸人が支払負担がないと誤認したとしても、それだけでその保護を認めることに対しては異論も生じ得る。名義貸人が名義貸しの不法性を認識している可能性があるからである⁽²⁵⁾。

このように考えると、本判決が、販売業者が名義貸しを必要とする高齢者等がいること、それら高齢者等との売買契約および商品の引渡があることを告げていた点も契約締結の動機に関する重要事項になると判断していることには大きな意味がある（原審判決は、これらが不実告知の対象とならないと特に理由を述べることなく判断し、批判を受けていた⁽²⁶⁾。）。これらの事実の持つ意味について、調査官解説は、高齢者等の人助けのために契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引渡しなどがあると販売業者が告げたからこそ、Yらは名義貸しという不正な行為への関与に対する心理的抵抗感が弱められたという点にあるとする⁽²⁷⁾。このことは、法的には、購入者が当該名

(23) 後藤『三法』1443頁。

(24) 宮下・前掲注(12)44頁。

(25) 大森直哉「判解」ジュリ1516号79頁は、本判決は第1審のように「支払負担を不要とする旨の説明をしたというだけで、その内容が不実告知に対象となると判断したものではないとする。

(26) 宮下・前掲注(12)45頁。

義貸行為のもつ意味につき誤認を生じ、その違法性が小さいと認識してしまっている状態と捉えられる。⁽²⁸⁾このような場合について、反対意見は、名貸しが不正行為であることは販売業者の不実告知により名義貸人に誤認が生じているときでも変わりがないとして名義貸人の保護を否定すべきとの価値判断を下しているのに対し、多数意見は、このような場合における名義貸人の保護を認めるとの価値判断に基づくものといえる。名義貸しは、個別信用購入あっせんの取引構造に起因する病理現象である。このことを直視するならば、少なくとも販売業者の不実告知により名義貸しを承諾した者がその行為の違法性につき誤認していたようなケースでは、——名義貸しを生じやすい取引方法を利用して利益を得ており、また、加盟店の調査・監督により悪質な販売業者を排除できる地位にある——あっせん業者に名義貸しのリスクを負担させることは、割販法の趣旨に反しないと考える（なお、名義貸人の保護を認めることにより、悪質な加盟店を排除するインセンティブがあっせん業者に生じることも期待できるように思われる。）。

本判決が契約締結の動機に該当するものとして挙げた販売業者が契約締結を必要とする事情①、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無②、契約締結によりあっせん業者に実質的に損失が生ずる可能性③と、それに該当する事実の対応関係は、次のように整理できると思われる。まず、名義貸しを必要とする高齢者等がいることが①に該当することに問題はない。他方、それら的高齢者等と販売業者との間で売買契約や商品の引渡があったことは、①に該当すると考えることもできるが、販売業者に⁽²⁹⁾支払意思・能力⁽³⁰⁾があることとともに、②および③に該当すると考えることも可能である⁽³¹⁾と考える。

(27) 大森・前掲注(25)81頁。小林・前掲注(22)10頁も参照。

(28) 本判決を違法性の認識という観点から分析するものとして、小林・前掲注(22)。

(29) 新堂・前掲注(10)68頁

(30) 中崎隆・小堀靖弘「判批」金法2062号4頁は、販売業者が迷惑をかけないと告げたことが支払意思だけでなく支払能力に問題がないことを含意しており、これが原審との相違をもたらしたと論じる。また、宮下・前掲注(12)45頁も参照。

本判決は、Yらの誤認の有無について更に審理を尽くさせるために原審に差し戻した。本判決の第1審は、Yらにつき誤認があったと判断したが、その際、いわゆる狭義の名義貸し事案において販売業者が購入者に対して不実告知をした場合、特段の事情のない限り購入者は告知された内容につき誤認したと言えるとしつつ、このような事案でも、購入者において、販売業者がクレジット取引を悪用してあっせん業者に損害を及ぼす意図を知りながらこれに積極的に加担したときは、購入者を保護すべき前提を欠き、購入者に誤認があったとはいえないとしている。このような場合、販売業者が迷惑をかけないと述べたとしても、誤認がないと判断されるか、場合によっては取消⁽³²⁾しの主張が信義則に反すると判断されると考えられる。

(3) 不実告知による取消しと契約関係の清算

割賦法35条の3の13第2項以下によれば、購入者が立替払契約を取り消した場合、①あっせん業者は購入者に立替金の返還を請求できない（2項）、②販売業者はあっせん業者に立替金を返還する義務を負う（3項）、③購入者はあっせん業者に既払金の返還を請求できる。

反対意見は、割賦法35条の3の13のかような効果面に着目し、名義貸し事案では販売業者等による割賦金の支払が前提となるので、名義貸人に対する支払請求の際、未払金の支払の拒絶が問題となることはあっても、名義貸人が既払金の返還を請求するような事態が生じることは想定しにくいとして、本制度の適用による名義貸人保護の必要性は乏しいと主張する。これに対して、学説では、立替払契約が取り消された以上、名義貸人は理論上、実質的に販売業者が負担していた払込済みの割賦金についても、不当利得としてあっせん業者に返還請求できるが、信義則上制限されるとする見解が主張⁽³³⁾されている。

本判決では、被告の1人が反訴により既払金の返還を求めているが、この

(31) 後藤『三法』1511頁。

(32) 丸山・前掲注(3)41頁、後藤・前掲注(13)165頁。

(33) 城内・前掲注(16)117頁。

ことは、名義貸しの事案でも既払金返還が問題となり得ることを示している。また、確かに立替払契約の取消しは既払金の返還請求を認めるために導入された制度であるが、取消しという法技術を利用している以上、その行使によって立替払契約が遡及的に消滅し、その結果、信販会社の未払金請求を名義貸人が拒絶できるとすることに問題はないと考える。

(4) 抗弁の対抗との関係

本判決により、名義貸人であっても立替払契約を取り消す可能性が認められることになった。もっとも、あっせん業者の未払金請求に対する拒絶に関しては、抗弁の対抗によっても同じ結論を導くことができる（Ⅲ参照）。ただ、取消しが割販法所定の重要事項に関する不実告知等の場合に限定されるのに対し、抗弁の対抗は、意思表示の瑕疵による取消しだけではなく、債務不履行解除や同時履行の抗弁権等の場合にも認められ、また、包括信用購入あっせんでも用いることができる。これらの点で、抗弁の対抗にもなお存在意義があると言えよう。⁽³⁴⁾

なお、反対意見は、名義貸人による立替払契約の取消しを否定しているが、抗弁の対抗については例外的な適用の可能性を認めている。この見解は、名義貸しでは既払金の返還請求は問題とならないことを前提とするから、名義貸人の保護は抗弁の対抗で足りることになる。もっとも、この見解は、あっせん業者側に落ち度がある場合に抗弁の対抗を認めるため、かような事情がない事案では、名義貸人に不実告知による誤認があったとしても、抗弁の対抗を否定することになろう。

(34) 池本・前掲注(9)80頁。